

一関市議会 産業建設常任委員会 記録

会議年月日	令和5年11月15日(水)			
会議時間	開会	午前10時31分	閉会	午後0時52分
場所	第2委員会室			
出席委員	委員長 小野寺 道 雄		副委員長 佐 藤 敬一郎	
	委員 齋 藤 禎 弘		委員 猪 股 晃	
	委員 岡 田 もとみ		委員 小 山 雄 幸	
	委員 千 田 恭 平		委員 佐 藤 浩	
遅刻	遅刻 なし			
早退	早退 なし			
欠席委員	欠席 なし			
事務局職員	伊藤主任主事			
出席説明員	佐藤上下水道部長、細川生活用水対策室長、金森主査、小崎農林部長、渡邊生産流通課長、小山林政推進課長、河野森林保全・獣害対策係長、日下畜産園芸係長、齋藤主任主事			
参考人	なし			
本日の会議に付した事件	<p>所管事務調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活用水確保支援事業の成果について ・みどりの食料システム戦略の取組について ・森林の経営管理に係る市の取組について ・調査項目について 			
議事の経過	別紙のとおり			

産業建設常任委員会記録

令和5年11月15日

(開会 午前10時31分)

委員長 : ただいまの出席委員は8名であります。
全員の出席であります。
これより本日の委員会を開会します。
録画、録音、写真撮影を許可しておりますので、御了承願います。
本日の委員会には、当局から上下水道部長併任上下水道部長、農林部長の出席を求めました。
本日の案件は、御案内のとおりであります。
所管事務調査を行います。
初めに、生活用水確保支援事業の成果についてを議題といたします。
当局より説明を求めます。
佐藤上下水道部長併任上下水道部長。

上下水道部長併任上下水道部長 : それでは、私のほうから資料に基づきまして、生活用水確保支援事業の成果について、説明をさせていただきます。

資料のほうを御覧いただきたいと思えます。

まず、1ページ目、こちら集中実施期間といたしまして、令和元年度から令和5年度、本年度までの5年間取り組んできたところございまして、それらの総括について御説明をいたします。

資料の下になりますが、生活用水確保支援事業につきましては、目的として、全ての市民が清浄かつ豊富な生活用水を確保できるようにするため、水道未普及区域に居住する市民に対し、上水道と同等水準の生活用水を早急に確保できるように支援することとして取り組んできたところでございます。

対象といたしましては、水道未普及区域に居住する市民ということで、当初は上水道の給水区域内は対象ではございませんでしたが、途中からやはりそういった給水区域内にも同様の方々がいらっしゃるということで、対象としてきたところでございます。

事業内容といたしましては、①として水質検査支援事業、②として生活用水確保施設整備事業費補助、③として施設整備資金融資あっせん及び利子補給補助という3本立てとなってきたところでございます。

具体につきましては、生活用水対策室の細川室長より説明いたします。

委員長 : 細川生活用水対策室長。

生活用水対策室長 : 私のほうから、5年間で取り組んできました事業それぞれにつきまして、資料に沿って御説明いたします。

資料の2ページを御覧ください。

1つ目の水質検査支援事業から御説明いたします。

実施期間は、令和元年度から令和3年度までの3年間の事業として取り組みました。

事業内容は、従来であれば個人が保健所や検査業者へ検査検体を持ち込んで、個人負担約8,500円で行う水質検査について、市が検査業者に検査業務を委託して、住民の方に検査検体を最寄りの市民センターなどに持ち込んでいただき、個人負担2,000円で水質検査を行ったものとなります。

事業の実績としましては、対象世帯の58.9%の世帯の方々が水質検査を実施したことになりました。

事業費は約1,750万円となります。

令和元年度から行いましたが、実績一覧表に示しておりますとおり、年度ごとの受検世帯が年々減少してきましたし、令和3年度は市民センターへの持込みが困難な方に対して、こちらから検査希望者宅へ伺う訪問採水も実施しましたが、希望世帯は8世帯にとどまったことなどから、予定どおり3年間で事業を終了したところであります。

成果としましては、事業実施前のアンケート調査によると、水質検査を受検したことがある世帯は対象世帯の約30%で、水質検査を受検したいと考えている世帯は約50%でありました。

これらのことから、水質検査の受検を希望する世帯については、3年間でおおむね検査を実施することができたものと捉えております。

2ページの下段を御覧ください。

水源ごとの検査結果となります。

1,591検体中、395検体が水質基準不適合の結果となり、その割合は25%でありました。水源が沢水の場合は、水質基準不適合の割合が75%と最も高い結果となりました。

一方、水源が深井戸の場合は、水質基準不適合の割合が9%と最も低く、施設整備事業費補助で推奨した深井戸の水質が最も良好であることを裏づける結果となりました。

なお、不適合の原因として最も多かったのは、大腸菌の検出によるもので、次いで一般細菌の基準値超過でありました。

続きまして、資料の3ページを御覧ください。

生活用水確保施設整備事業費補助についてであります。

実施期間は、令和元年度から令和5年度、今年度までの5年間であります。

事業の内容につきましては、生活水の確保が困難な方々が深井戸による水源確保工事をする場合や、水質を改善するために浄水施設の設置工事等をする場合に施設整備費用の一部を補助するものであります。

補助率は対象経費から10万円を控除した額の80%、限度額は240万円であります。

さらにグループを組んで申請する場合は、補助率が最高90%、限度額は265万円となっております。

本事業は、水量が豊富で水質が良好な深井戸による水源確保を推奨しているもので、深井戸以外の水源確保は補助対象外、深井戸以外の水源に施設を整備する場合は、補助率50%、上限額90万円としたものであります。

実績としましては、令和4年度までに660件が事業を実施し、今年度は当初174件の申請を計画していたところでありましたが、いわゆる駆け込み需要と思われる申請により、

9月末現在で既に171件の申請を受け付けたところであります。

現在のところ、さらなる申請が見込まれており、令和5年度は221件の申請となる予定でございます。

申請件数の増加による予算の増額につきましては、17日に行われる11月臨時会議で一般会計補正予算（第7号）を提案させていただく予定となっております。

その令和5年度の見込み値を含めると、5年間で881件、事業費は約16億5,000万円となります。

成果についてでございます。

当初の見込みは対象世帯を2,400世帯とし、アンケート調査の結果から43.4%の世帯が生活用水に何らかの問題があると考え、そのうちの80%の世帯が事業を実施するとの想定から、事業実施世帯を834世帯といたしました。

これに対しまして、令和5年度の見込み値を合わせると、集中実施期間5年間の事業実施世帯は881世帯となります。

現在の対象世帯のうち、生活用水に何らかの問題があると考えられる世帯の78.1%が事業を実施したこととなります。

当初見込みました834世帯に対しましては、105.6%の実施率となり、当初の目標を達成できたと考えているところでございます。

資料の4ページを御覧ください。

施設整備事業を地域別、整備内容別に一覧にまとめたものであります。

令和5年度の見込み値も含めまして、件数は881件としております。

事業により新たに深井戸を整備した世帯は769件、その他整備としまして、ポンプ交換や浄水施設等を整備した世帯は100件、ボーリングを行ったものの水脈に当たらず整備不可となったものは12件でございます。

別添の図面を御覧ください。

図面の左側が事業実施前の水源を色分けしたものととなります。

薄い青が事業実施前から深井戸だったもの、緑色が浅井戸、黄色は井戸ではあるものの深さが不明なもの、赤の二重丸が沢水または湧水、赤の丸が水源不明の世帯となります。

図面の右側が令和元年度から令和4年度までの実績と、今年度10月までの申請分の水源を色分けした図面となります。

濃い青が令和4年度までに深井戸を整備した世帯と今年度整備する予定の世帯となります。

緑色の浅井戸が濃い青の深井戸に変化したのがお分かりいただけるのではないかと思います。

先ほどの資料に戻ります。

資料の4ページの下段を御覧ください。

融資あっせん及び利子補給補助金についてでございます。

期間は施設整備費補助と同じく、令和元年度から令和5年度までの5年間です。

内容につきましては、対象経費から補助金交付額を除いた自己負担額についての融資あっせん及び借入額の利子に対して補助金を交付し、施設整備事業費補助の利用を促進

するものであります。

実績としましては、現在までのところ、令和3年度の2件のみとなっております。

成果としまして、事業そのものの補助率が高く、自己負担額が比較的少額となり、施設整備に係る資金調達に融資を受けようとする世帯が少なかったものと捉えているところでございます。

資料の5ページを御覧ください。

今後、来年度以降の方針についてでございます。

1つ目の水質検査に対する支援につきましては、検査を希望する世帯は集中実施期間内におおむね検査を実施することができたものと捉え、今後は、基本的に個人負担により実施していただくことと考えております。

岩手県の各保健所で水質検査の受付を実施しているところでございますが、岩手県に対しまして、現在、一関地区合同庁舎で月2回、年間24回行われている検査受付を、月1回、年間12回は千厩分庁舎において行うことを要望しているところでございます。

2つ目の施設整備費補助につきましては、移住者の水源確保及び突発的な井戸枯れへの対応、水質悪化を改善するための浄水設備などは今後も見込まれることから、それらのニーズを予測しながら現在検討を行っているところでございます。

3つ目の施設整備費補助に関わる融資あっせん及び利子補給については、施設整備費の補助制度と併せて検討を行っているところでございます。

説明は以上となります。

委員長：それでは、これより質疑、意見交換を行います。

猪股委員。

猪股委員：それでは、私のほうから何点か質問させていただきます。

水質基準不適合の世帯への対応ということで、20%くらいの方々がまだ不対応だということのようなのですけれども、この主な理由は何なのかということと、もう一つは、当初目標というのは予算の積算根拠としての目標として、成果目標としても捉えられないわけではないのですけれども、予算の積算根拠というような部分での目標なのかなと思っております。

市の目標というのは、先ほど言った20%、いわゆる不適合世帯全世帯の改善というのが市の目標ではないかなと私は感じますので、そこら辺のその取組を今後どのように進めるのかお伺いいたします。

委員長：細川生活用水対策室長。

生活用水対策室長：まず水質検査で不適合になった方々の施設整備についてなのですが、不適合になってはいるものの、飲み水につきましては、そもそも飲み水として利用していないという世帯の方もいらっしゃるようです。

あとは、経済的な理由とかもあるかと思っておりますので、全ての方々が施設整備を望んだというようなことには捉えていないところでございます。

委員長：佐藤上下水道部長併任上下水道部長。

上下水道部長併任上下水道部長：今の目標につきましてお話がございました。

私どもも先ほど説明いたしました、当初の目標に対しての達成率ということで、成果として説明をさせていただきました。

今後の方針のところでも触れさせていただきましたが、いずれこれから新たに整備をされる方もいらっしゃる、途中で井戸枯れ等を起こして井戸の調子が悪くなるという方も当然あるかと考えておりますので、そういった方々へのニーズを予測しながら、今後どういった施策が必要なのかというのを現在検討しているところでございます。

委員長：小山委員。

小山委員：水質検査が令和3年度で終わったということは、1回水質検査をすればこれは何年も大丈夫だということで3年で終わりにしたのか、その辺の考え方、それから、水質検査をやる場合、合同庁舎で12回、千厩分庁舎でもやるという場合の補助率というか、今後2,000円程度でできるものなのか、その辺をお願いしたいと思います。

それから、整備して井戸、深井戸のポンプとかそういうものを入れて整備したのですが、今後5年、10年後には、このポンプとかそういうものが故障したりすると思うのですが、それに対する補助は今後考えているのかどうかその辺をお聞きしたいというように思います。

それから、移住者とか水源確保が大変だということ、前は私たちだけでいいからやらないと言った人たちが、新たに子供たちが帰ってきて都会生活に見合ったような生活をするにはやはり井戸が欲しいとかというような部分が出てくると思うし、あとは移住者の人たちが未普及地域に来た場合、そういう水の心配がなくて生活できるような、そういうような制度というか、この制度は今後もやっていただきたいというように思うのですが、その辺、取組は今後検討ということですが、その辺をお聞きしたいというように思います。

委員長：佐藤上下水道部長併任上下水道部長。

上下水道部長併任上下水道部長：まず水質検査についてでございますが、今回3年間でまず実施したということにつきましては、施設整備を念頭に置いた水質検査ということで取組をさせていただいたものでございます。

あとは受けなくていいのかということのお話でしたが、今後につきましては、今、県要望にも出させていただいておりますが、保健所で受付を行っております水質検査について、何とか千厩分庁舎でも受付をしていただけないかということで岩手県に要望しておりますし、先般も一関保健所の担当課長とも意見交換を行ったところでございます。

今後とも要望してまいりたいというように考えております。

続きまして、5年後、10年後、故障もあるということで、施設への支援ということだと思います。

これにつきましても、現在、次年度以降の施設設備の補助制度と併せまして、そういった設備の故障についてどのような支援をしたらいいのかということも併せて考えているところではございます。

ただ、お話がありましたとおり、新たに移住をされる方とかそういった方のニーズというのは当然ありますので、そういったのを念頭には入れております。

ただ一方で、これまで困っている方々につきましては、事業を取り組んでいただけるところもございます。

そういったところでどういった制度がいいのか、具体的にいろいろ案を出して検討しているところでございます。

委員長：細川生活用水対策室長。

生活用水対策室長：水質検査につきましては、令和元年度から令和3年度までにやった事業については個人負担2,000円ということでやらせていただいたのですが、それ以降については、一関保健所ですと大体8,500円ということで自己負担で受けていただいているような状況でございます。

委員長：佐藤敬一郎委員。

佐藤（敬）委員：水質検査項目はどのようなものになるのですか。

委員長：細川生活用水対策室長。

生活用水対策室長：簡易検査をやっておりまして、一般的な11項目の検査項目でやっている検査でございます。

まず細菌検査ということで、一般細菌と大腸菌です。

あとは、濁度、色度、pH値、臭気、味、塩化物イオン、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、あとは亜硝酸態窒素、有機物というような11項目になっております。

委員長：佐藤敬一郎委員。

佐藤（敬）委員：水質基準に不適合になったのが25%、沢水利用後が75%あったと書いていますが、主な不適合になった項目というのは何なのですか。

委員長：細川生活用水対策室長。

生活用水対策室長：不適合になった理由の中で、一番多かったのは大腸菌の検出によるものです。続きまして、一般細菌の基準値超過というようなことになっております。

委員長 : 佐藤敬一郎委員。

佐藤(敬)委員: 飲み水にするためには、大腸菌群とか一般細菌はゼロにならないと駄目ですか。

委員長 : 細川生活用水対策室長。

生活用水対策室長: 基準としましては、大腸菌につきましては検出された場合は不適合になりますし、あと、一般細菌につきましては基準値が100ということで、100を超える場合は不適合という結果になっております。

委員長 : 佐藤敬一郎委員。

佐藤(敬)委員: 先ほど、飲み水に利用していないから不適合でも大丈夫だということの家庭では、飲み水は何を利用しているのですか。

委員長 : 細川生活用水対策室長。

生活用水対策室長: 私どものほうで正確につかんでいるわけではございませんけれども、いろいろ現地に行って聞き取りをする場合に、飲料水は買って飲んでいるからいいとか、あとはウオーターサーバーというので、そういうのも普及しているようで、飲み水はいわゆる自家水源を使用していないという方々も見受けられるというようなことでございます。

佐藤(敬)委員: ありがとうございます。

委員長 : ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 : なければ、質疑、意見交換を終わります。

以上で、生活用水確保支援事業の成果についての調査を終了します。

上下水道部長併任上下水道部長をはじめ、生活用水対策室の職員の皆さん、お忙しいところありがとうございました。

職員入替えのため、暫時休憩します。

(休憩 10:59~11:01)

委員長 : 再開します。

次に、みどりの食料システム戦略の取組についてを議題とします。

当局より説明を求めます。

小崎農林部長。

農林部長：みどりの食料システム戦略の取組についてということでお題をいただきました。

今皆さんのところに緑色の農林水産省で作ったリーフレットをお渡ししました。

みどりの食料システム戦略の全体の概略について私のほうから、具体的な市での取組については担当のほうから説明をさせていただきます。

まずもって、みどりの食料システム戦略という部分につきましては、日本の農林水産業と食品産業から発生する環境負荷を大幅に減らすことを目的として取り組んでいる農林水産省の政策でございまして、令和3年5月に策定されたものでございます。

その概要がこの緑色の冊子でございます。

全て説明するわけにはいかないのですが、みどりの食料システム戦略、食料、農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現するというようなサブテーマになっておりまして、2枚ほど開いていただきたいと思います。

みどりの食料システム戦略の概略というページがございます。

これが令和3年5月に農林水産省が策定したものでございますが、持続可能な食料システムの構築に向けてみどりの食料システム戦略を策定し、中長期的な観点から、調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進するというようなことになっておりまして、目指す姿と取組方向として、中段にございます、2050年までに目指す姿というのが掲げられております。

その中では、一番上の農林水産業のCO₂ゼロエミッション化の実現、2つ目は太い字だけでしゃべりますが、化学農薬の使用量、リスク換算を50%減らす、あとは輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量を30%減らす、あとは有機農業の取組の面積の割合を25%、100万ヘクタールに拡大する、そして食品製造業の労働生産性を最低3割向上させる、そして持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現を目指す。

次に、林業の部分もあるのですが、エリートツリー等林業用苗木の9割以上に拡大をする。

水産業には、ニホンウナギ、クロマグロなどの養殖において、人工種苗比率100%を実現するというような2050年までの目標を掲げているところでございまして、戦略的な取組方向として、2040年までに革新的な技術・生産体系を順次開発をしていくという技術開発目標と、2050年までには革新的な技術・生産体系の開発を踏まえて政策手法のグリーン化を推進し、その社会実装を実現する社会実装目標というのが掲げられているところでございまして、これらの戦略に取り組むことによりまして、下のほうには期待される効果として経済的な効果、社会的な効果、環境的な効果というようなものを示しているところでございます。

次のページを御覧いただきたいと思います。

次は、みどりの食料システム戦略（具体的な取組）。

この中では、さっきお話をしたような、調達、生産、加工・流通、消費というようなサイクルを掲げておりまして、我が農林部的にいけますと、緑の2、生産の部分でイノベーション等による持続的生産体制の構築というところに位置しているかというように思います。

その中で今日お話しするのは、(1)の高い生産性と両立する持続的生産体系への転換と
というような分野に位置づけられるかというように思います。

それから、2枚ほど開いていただきまして、左側のページ、みどりの食料システム戦
略の実現に向けた政策の推進ということで、左の上のほうにございますが、このみどり
の食料システム戦略の政策の推進に当たりましては、食料システムの関係者、これは生
産者、食品事業者、機械・資材メーカー、消費者等で基本理念を共有して、関係者が一
体となって環境負荷低減に向けた取組を推進するため、みどりの食料システム法が令和
4年2月22日に成立をし5月2日に公布、7月1日に施行されたということで、下の段
にありますけれども、令和4年度補正予算であったり、令和5年度の予算の中に、みど
りの食料システム戦略推進総合対策という形で予算化がされているところでございます。

今お話ししたのがみどりの食料システム全体のお話でございまして、今回、資料に基
づきましてお話をさせていただきますのは、その中の有機農業の関係の取組でございま
す。

これにつきましては、オーガニックビレッジというようなタイトルで、みどりの食料
システム戦略の一環となる有機農業の推進のための補助事業に取り組んでいるというよ
うな状況でございまして、有機農業産地づくり推進事業というのを活用しまして、有機
農業実施計画を策定、そしてその有機農業推進体制の構築、そして技術の展開普及の促
進を行っていかうというものでございます。

以上が、みどりの食料システム戦略の概略でございます。

続きまして、担当のほうから資料に基づきまして説明をさせていただきます。

委員長：齋藤主任主事。

主任主事：それでは、資料に沿って御説明いたします。

農林水産省では、みどりの食料システム戦略を踏まえ、有機農業に地域ぐるみで取り
組む産地、オーガニックビレッジの創出に取り組んでおります。

有機農産物の生産から消費まで一貫して地域ぐるみで取り組むことを市町村がホーム
ページで宣言し、広く情報発信することをオーガニックビレッジ宣言といたします。

2ページを御覧ください。

全国のオーガニックビレッジの取組状況でございます。

農林水産省のホームページによりますと、令和4年度までに55市町村でオーガニック
ビレッジ宣言がされており、国の交付金事業を活用し、令和5年度末には36市町村増え、
91市町村になる見込みでございます。

36市町村の中には一関市も含まれております。

オーガニックビレッジ宣言をするためには、有機農業実施計画の策定が必要となりま
す。

市内には有機栽培に取り組む農業者が存在しており、個々の農家をまとめる協議会の
体制も整っていることから、現在、計画策定に取り組んでおり、オーガニックビレッジ
宣言に向けての取組を進めております。

3ページを御覧ください。

現時点における有機農業実施計画の概要について説明させていただきます。

事業実施主体は後ほど説明いたしますが、一関地方有機農業推進協議会であり、計画期間は令和6年度から令和10年度までの5年間でございます。

計画策定に向けて6月から活動しており、県から指導助言をいただき、12月中に計画策定するスケジュールで事務を進めております。

4ページを御覧ください。

計画策定の目的は、有機農産物の生産拡大及び消費拡大のための体制整備でございます。

面積を拡大し、販売数量を増やすための取組及び生産拡大に伴い増加する農産物の消費のための取組について定める計画でございます。

計画の構成については本ページのとおりでございます。

本日は4、有機農業の現状以降について概要を御説明します。

次のページを御覧ください。

有機農業の現状についてでございます。

平成20年に一関地方有機農業推進協議会を設立し、有機農業の推進に向けた取組を支援してきました。

代表は大東地域の生産者、小島幸喜氏でございます。

協議会は22名の生産者の登録があり、そのほかに、一関農林振興センター、一関農業改良普及センター、いわて平泉農業協同組合、一関市等で構成しております。

有機農業取組面積は、令和4年度実績で12.42ヘクタール、水稲が11.76ヘクタール、野菜が0.66ヘクタールでございます。

有機農業の課題は、雑草抑制、除草処理、生産者の高齢化と新規生産者の確保であり、面積の拡大と反収の向上に至っていない現状となっております。

5年後に目指す目標についてでございます。

協議会に所属している生産者の取組状況から、実現性のある目標値として、面積については約4.6ヘクタールの拡大を見込み、17ヘクタール、反収の向上及び面積拡大に伴う生産数量の増加から、販売数量を約10トン拡大した37トンと見込んでおります。

現在、年2回市内の全小・中学校へ供給している有機米については、供給回数を年5回に増加する目標としております。

なお、現在の1回当たりの供給量は800キログラムでございます。

学校給食への有機米供給については、一般米と同じ価格での提供となり、市場流通している有機米の価格より低い価格で提供しており、生産者に負担をかけている状況にあることから、今後、生産者に負担をかけない方法を検討してまいります。

次のページを御覧ください。

目標達成に向けた生産面での取組でございます。

面積拡大及び生産数量増加のためには、取り組む人の確保及び生産技術の向上が必要です。

まずは農業者の育成と掘り起こしに取り組みます。

現状より5名増やすことを目指して取り組みます。

次に、現在、化学肥料及び化学農薬の使用を前提とした慣行栽培の指導が農業協同組

合や一関農業改良普及センターで行われている一方で、有機栽培の指導は行われておりません。

生産技術を向上するために、慣行栽培と異なる有機栽培特有の生産技術について、既に有機農業に取り組んでいる農家から直接指導を受ける場を設けます。

小島代表をはじめ、生産者は雑草対策に多大な労力を要することが有機農業を推進する上での最大の課題と捉えていることから、省力化などにつながる技術の情報を収集し、実演会で省力化できることを示すことで、新規参入者の獲得につなげたいと考えております。

また、米ぬかやおからなどの地域内にある有機質資源を肥料としてどのように活用していくか検討してまいります。

次に、目標達成に向けた消費面での取組についてでございます。

有機農産物は慣行栽培で育てられた農産物に比べて、形がいびつであったり傷がついていたりする場合が多く、色や形が整っている慣行栽培で育てられた農産物と同じ場所に陳列されると、消費者は見た目のよさから慣行栽培のものを選び、有機農産物は売れ残るといった現状がございます。

慣行栽培のものとは分けて、別に有機農産物特設コーナーを設けてもらうことで、有機農産物の認知度の向上及び消費拡大につなげたいと考えております。

次に、学校給食への有機米供給についてでございますが、手間をかけて育てた有機米を子供たちに食べさせたいという生産者の思いと、安定した出荷先を確保することで、新たに取り組みやすい体制を整備したいという協議会の考えから、面積拡大により増加した有機米の供給先として学校給食を想定しており、供給回数を年2回から年5回に拡大する計画としております。

慣行栽培に比べて価格が高い有機農産物の消費を拡大するためには、環境負荷低減などの価値について消費者に理解していただく必要があり、消費者の理解促進を目的に講演会を開催してまいります。

最後に、現在どこの事業所で市内産の有機農産物が取り扱われているかについて、情報を取りまとめたものがないため、情報を取りまとめSNSで発信することで、消費拡大につなげたいと考えております。

7ページを御覧ください。

取組の推進体制のイメージ図でございます。

東北農政局、岩手県、一関市から協議会が支援、助言を受け、認知度向上に向けたPR等の事業を行っていく体制を想定しております。

8ページを御覧ください。

資金計画と記載しておりますが、今回は年度ごとの予算と取組内容について御報告します。

表にございますとおり、初年度は検討会、生産技術講習会、有機農産物のPR促進、学校給食への有機米の供給拡大、市民向け講演会、先進地視察を計画しております。

先進地視察については、2年目以降は必要性を考慮して行うかどうかを検討してまいります。

学校給食への有機米の供給開始の増加に伴い、支出が増えております。

9 ページを御覧ください。

有機農業を推進する関連事業として、環境保全型農業直接支払交付金事業がございます。

農業分野における地球温暖化防止や生物多様性等に貢献し、環境保全に効果の高い営農活動に対して支援する事業であるため、農業者への周知と取組者、取組面積拡大を目指します。

国や県による機械等の導入支援については、農地利用効率化等支援交付金事業、それから地域農業計画実践支援事業費補助金事業などがございます。

最後に、達成状況の評価、取組の周知についてでございます。

面積及び販売数量については、農業者に対する取組状況調査により確認、評価します。

学校給食への有機米供給回数については、供給実績により確認、評価します。

周知につきましては、市のホームページを通して必要に応じて発信してまいります。

以上で説明を終わります。

委員長：ありがとうございました。

これより質疑、意見交換を行います。

猪股委員。

猪股委員：何点か質疑させていただきます。

1つは、学校給食への有機米供給回数の増加ということで計画をされているようでございます。

ここにありますように、一般価格で買っていると。

年2回から年5回にすると、今の状況の中で負担がかかっているというのをさらに負担増にするというような話というのはちょっとつじつまが合わないというか、いわゆる今の状況というのは、行政が搾取団体になっているというか、言い方がちょっと適切ではないですけれども、適正な価格ではない価格で買取りをしているという。

最初の普及期であればそのような考え方が生産者側の方々の思いもあるものですから、そういう普及を図るといふ部分では必要かもしれませんけれども、何年か経過している、それから今後増やすというような傾向がある中では、やはり適正価格で買取りをするということできちんと生産して体制を維持するというような考え方を持っていかないと、この仕組みが成り立たないのではないかと思いますので、今後検討という表現はされましたけれども、来年からはもう既に供給拡大というような目標が掲げられているようですので、当然、来年度の予算にも反映してくるわけなのですけれども、その辺の方向性というか、今はまだ確定になっていない部分があると思うのですけれども、どうお考えなのか確認をしたいと思います。

それから、有機農産物の認証を受けないと多分駄目だと思うのですけれども、それらに対する支援というのは特にお考えなのかどうかということが2点目。

それから、生産技術の普及ということで、何となく現実的には先行農業者の方々から教えていただくというのが現実的かとは思いますが、これは国の政策としてやろうとしていることで、当然、県であってもそのような農業分野でのこの事業に対する姿

勢があるのではないかと思うのですけれども、普及サイドでの何というか技術支援というような部分で、県の対応等は今後どう考えているのか、何か情報があれば教えていただきたいと思います。

以上です。

委員長：小崎農林部長。

農林部長：3点いただきました。

現状、適正な価格で購入していただけていないという状況でございます。

猪股委員のおっしゃること、重々私も感じております。

今やっと全地域の学校への給食提供が始まりましたが、それまでは大東地域のみでやっておりました。

今1回で800キログラム必要だということですが、いずれ回数を1回から増やして行って、給食の中でも有機農産物、有機米の認知度という理解をもらうというのがまず最初の段階ではないかということでこういう組立てをしております。

生産する我々農林部と実際購入するほうの教育部との関係もございまして、その辺は我々も有機農産物の生産状況というものについては庁舎内でも情報共有しながら進めていかなければ、今お話のあった部分の改善にはなかなかたどり着けないのではないかと考えているところでございます。

続いて2つ目ですが、有機農産物のいわゆるJASの認証の関係ですが、確かに認証を受けるためには時間と経費がかかります。

現時点では、認証を受けるための講習会等の開催の支援をして、個々の団体ではなくて、できる限り市内の生産者が集まって受けられるような形で取組を進めるための支援をしておりますが、金額的な支援は行っていないところでございます。

あとは、技術普及についての県の考え方ですが、当然、前段でお話ししたみどりの食料システム戦略を進める中では、県のほうでもその推進のための計画を策定することになっております。

そして、一関農業改良普及センターのほうでも、先ほどお話をしたJASの認証の仕組みについての専門知識を持った普及員を育成するための取組などもしておりますので、国のほうで開発しようとしている技術が普及段階になれば、それらも県を通じて普及員のほうから現場での紹介、普及というような形で流れてくるものというように期待をしております。

以上です。

委員長：猪股委員。

猪股委員：それでは学校給食の関係で、再度確認をさせていただきます。

先進の市では、いわゆる一般価格と有機農業の差額分を市が単独で補助しているというような市も結構あります。

千葉県いすみ市というのは筆頭でありますけれども、そういうところが結構いろいろ

な全国の中で出てきております。

当然、何というか、限られた給食費、家計負担の給食費の中で、高額なちょっと高めの農産物を使うということで全体にしわ寄せがいくのも望ましくないというような部分はあるかと思えますけれども、やはりそこはオーガニックビレッジというような看板を掲げて市が取り組む上では、当然そこら辺の支援をしっかりとやっていくということで、市としてのブランドイメージも上がっていくし、農業者の生産支援にもつながるというようなことですので、ぜひそういう方向で御検討をお願いしたいと思っております。

それから、米だけではなくて、いわゆる農産物という部分、あるいは野菜とかも含めて、野菜はなかなかちょっと多くはないのですけれども、主に小麦粉なんかは藤沢地域で国営農地で作られているようだけれども、ちょっとそこら辺の部分も含めて、結構な面積があるのではないかと思っていました。

何かその辺の情報というのがこの中にあまり入ってきていないのではと思っております、計画の中で。

やはり出口戦略の部分で通常より高いということもありますので、ぜひそこら辺は学校給食でしっかり買い支えをするというような、これを米も野菜もなのですけれども、というようなことプラス、市内でそういう先行している方々をPRして一関地域のブランドイメージを上げていくと、オーガニックビレッジという看板をしっかりとPRしていくというようなことも含めて、ぜひそこら辺の取組をさらにこの計画をつくることによって強化をお願いしたいと思っております。

何か所感があれば。

委員長：小崎農林部長。

農林部長：いろいろ御意見ありがとうございました。

市内で細々ではありますが、生産している方々は結構あるわけですが、消費者の皆さんに我々もまとめた形でPRしてこなかったし、お知らせする機会をつくらなかったということも反省点だというように思っておりました。

猪股委員お話しのとおり、やはり学校給食のような、いわゆる公共調達という中で使っていただくという仕組みをきちんとつくっていくことで、関わりのある方々にそういうものの存在と併せてよさを理解してもらおうということが必要だというように感じておりますし、先ほどいすみ市の例もございましたが、先発地域も多数ございまして、いろいろな事例がございますので、それらも勉強する必要がございますし、あとはその学校給食だけで言いますと、有機というものもありますし、前段では、地場産農産物の利用という部分もございますので、それらとの絡ませ方をどうアレンジをしていくかというのも一つの手法かというように考えてございます。

やはり出口戦略をこのオーガニックビレッジを宣言したことによりまして、一関市にはそういうものがあるということもPRしていきたいと思えますし、そのためには、どこに行ったら買えるのかとか、どこに並んでいるのかということも、きちんと我々も把握をし、量も把握していかないといけないと感じておりますので、皆様方からの視点でいろいろ御意見をいただければありがたいというように思います。

よろしくお願いたします。

委員長：齋藤委員。

齋藤委員：お尋ねします。

確認なのですけれども、みどりの食料システム戦略の一環として取り組まれるということなのですが、さっきのこの概要の4つ目の取組の具体化というように認識してよろしいのでしょうか。

最初にそこをお聞きします。

委員長：小崎農林部長。

農林部長：先ほどお話をした2枚開いての概要の中の、目指す姿の4つ目の取組という位置づけです。

委員長：齋藤委員。

齋藤委員：有機農業の協議会、今22名の構成員がいるというように先ほど資料の説明で5ページにありましたけれども、水稻が11.76ヘクタール、野菜が6反6畝というような数字ですが、大体1人当たりの最大の面積とか最小の面積とか今把握できているのであればお聞かせください。

委員長：齋藤主任主事。

主任主事：手元にある令和3年度の実績なのですけれども、最大水稻ですと431アール栽培している方が最大でございます。

最小は25アールでございます。

委員長：齋藤委員。

齋藤委員：有機農業の慣行栽培に比べれば手間暇がかかるというのはこの面積にも表れているのかというように認識しますが、市内でその協議会以外に、さっきもちょっとお話がありましたけれども、有機農業に実際に取り組んでいらっしゃる経営体というのはどのくらいあるというように把握されていますか。

委員長：齋藤主任主事。

主任主事：環境保全型の直接支払交付金事業の中で有機農業に取り組んでいるということで、令和4年度の実績として、1万1,780アール市内で取り組んでいるという数値を把握しております。

環境保全型農業につきましては8団体の取組がございます。

委員長：齋藤委員。

齋藤委員：この8団体の構成員の構成生産者の数というのはお分かりでしょうか。

委員長：小崎農林部長。

農林部長：戸数まではちょっと今手元にございませぬ。
申し訳ありません。

委員長：齋藤委員。

齋藤委員：なかなか拡大しないというのは、5ページの資料の現状⑤の雑草抑制、除草処理、生産者の高齢化と新規生産の確保となっているのですけれども、やはりそれ以外にも慣行栽培に比べて反収が当然減るわけですから、やはりそれに見合った適正な価格というのがなければなかなか経営として成り立っていかないというのが現状であります。

これについても反収が減るわけですから、その分高く買い上げて高く販売していると、そういった団体も国内には存在しています。

そういった部分について、市として適正な価格、慣行栽培との価格差、当然発生するわけなのですけれども、その辺について支援とかそういったものは私は当然必要だというようには考えているのです、普及には。

その辺、市としての考えはどのようなお考えなのかちょっとお伺いします。

委員長：小崎農林部長。

農林部長：今お話のあった価格差、収量減に対する価格差の話ですが、市として価格差を補填するという事までは考えておりませぬ。

やはり適正な価格で買ってもらうための工夫、つまり売り先の確保がまず重要だというように思っております。

売り先の確保の中で言えば、やはり一つは品質、もう一つはまとまった量の話です、そういう部分が非常に重要だというように思っておりますので、今までも協議会の中では20年以上栽培している方々もいますので、その中で様々な経路で出口というか、買い付け先は広がってはきておりますから、その辺へもう少し量を増やすことで安定的な供給ができますということで価格の交渉というような流れに持っていくことではないかというようには考えております。

委員長：齋藤委員。

齋藤委員：まとまった量をまとめて買っていただけるというか、当然だと考えますが、であれ

ば公共調達についても適正な価格で買い入れるという、学校給食は慣行であって、価格差は生産者に泣いていただいているというのをまずそこから改めていく必要があるのではないかとこのように考えるのですけれども、いかがでしょうか。

委員長：小崎農林部長。

農林部長：おっしゃるとおりかというように思います。

それも含めて、今まで1回、2回という数を増やしていく、生産側とすれば量も増やしていきたいし、使う量も増やしてほしいというようなことで、一つ一つ進めていくことではないかというように思います。

後ろに量もないのに価格交渉というのはまだまだできないですので、ステップを踏みながらというように考えております。

委員長：齋藤委員。

齋藤委員：私が申し上げた、今ここの年2回やっている分の価格を有機米、市場流通より安い価格で提供していると、生産者にその分をかぶっていただいている格好ですが、まずそこを適正な価格で、市場価格なり、それを若干高く買い入れてもいいのではないかとこのように考えなのですけれども、それについてはいかがでしょうか。

委員長：小崎農林部長。

農林部長：買い入れてもいいかと言われると、農林部とすれば、生産する部分なものですから、ここで買いますと私が言ってもあまり価値がない話なのですが、ただ、やはり学校給食は学校給食という限られた経費の中ですので、そこをどうお金を出す方々とか使ってくれる方々に理解をしていただくかという部分のお話合いなのではないかというように思います。

委員長：齋藤委員。

齋藤委員：学校給食にいわて南牛を供給するのに、たしか予算を組んで補助をしていたように記憶しているのですけれども、そういった部分で学校給食の1食当たりの単価が限られていますから、そういった部分で農林部としても予算をつけて対応できるのではないかとこのように考えますが、いかがでしょうか。

委員長：小崎農林部長。

農林部長：いわて南牛のときは新型コロナウイルス感染症で枝肉というか肉の流通が滞ったときに、岩手県のほうの事業を活用させていただきまして支援した経過がございます。

ただ、今の段階でこういう国の制度事業を使ってその補填というか差額を賄うという

ことですけれども、それを生産側で価格差を補填していくということになっていきますと、結局、何で有機だけにやっているのかという話にもなるのではないかとように思います。

現時点でそういう形で食材のかかり増し経費を生産サイドで独自に補填するということまでは考えておりません。

委員長：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：消費者側からの見方なのですけれども、この有機農業推進協議会に入るとその農家にメリッ的なものは何かあるのですか。

というのは、私は買物をするとやはり有機農法の食材、農産物が出てきますが、個人的に販売している人たちはこの協議会に入っていない人が多いのではないかと。

だからそういった人たちがこの協議会に入ることによってメリットというのは出てくるものなのですか。

委員長：小崎農林部長。

農林部長：市内の生産者ということでお答えします。

確かにさっき齋藤委員のほうからも言われたとおり、協議会に入っていない生産者もいます。

協議会に入ること、先ほど言った、新たに国のほうとかで進める技術的な栽培技術の勉強だとか講習だとかという部分のスキルアップのメリットであったり、あとは、同じように作っているいろいろな販売方法を持っている方々との情報交換であったりというようなソフト的なメリットは出てくるものと思っております。

単価的な部分というのはちょっとないと思いますけれども。

委員長：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：新規生産者の確保というのは協議会に入っていない方々を呼び込んでいくというのも事業の一つだという捉え方でいいのですね。

それからもう一つ、私ども消費者は、やはり有機となると高いものだと思っているけれども買うのです。

価格が高くても有機で作ったものだとなればうまいなと思って買うので、その辺、今、学校給食の米の話、ちょっと私その辺の事情は分からなかったけれども、消費者側からすると、そういった意味でいいものでおいしいものが、少々値が高くても出てくれば買うという意識はありますよね。

その辺をうまく利用していけばいいのかなという気がします。

あればやはり比べると買いますよそちらを、私どもは。

その辺の考えはどうですか。

委員長：小崎農林部長。

農林部長：協議会自体は生産サイドの人たちの集まりではありますが、今お話のあったような消費者の考えというのも当然いろいろな形でお話を伺っていかなければなりませんし、並んでいたら買うという方々を増やしていかないと、高くても並んでいたら買うというのを増やしていかないといけないので、やはりそういう生産量を増やしてほしいときに新鮮な状態で提供できますというような体制も整えなければならないというように今お話を伺って感じたところでございます。

委員長：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：確かに私どもは消費する側からすると、そういったものを供給していただければいいと思うのだけれども、去年キャベツを買ったのです。

開けたところミミズがいっぱい入っていたのです。

それを店の方に言ったって有機農法だからしょうがないと言われたのだけれども、そういう消費者側からのそういったことは、そういった協議会に入って改善とかされるようなことがあるのでしょうか。

というのは、ミミズが入っているのが駄目だということではなくて、ちょっと一般的にはちょっと気持ち悪いねと。

ただ洗っていたため食べればいいと思っているからいいのだけれども、ミミズが入っていたということを販売するほうに言ったら、有機農法だから仕方ないのですねと言われて終わってしまったのだけれども、そんなものなのですか。

委員長：小崎農林部長。

農林部長：有機農業だから仕方ないのですというのは恐らく答えにはなっていないと思います。

確かに見た目で見るときに、こっちはきれいな葉っぱだけれども、こっちは虫が食っていますというのは有りだと思いますけれども、やはり商品として出す場合に虫は食っていますが虫はついていない状態を出していくべきだと思うのですけれども、規格として。

だから、中開けたらミミズが入っているかもしれませんが、有機農業だから安心ですというのは、それはちょっと生産サイドから消費者に説明することとしてはいいことではないというように感じます。

ただ、それじゃあ一個一個ミミズが入っていないかセンサーをかけるかといわれると、ちょっとそういうものはないのですが。

委員長：岡田委員。

岡田委員：今日、みどりの食料システム戦略の概要で、耕地面積に含める有機農業の取組に対して説明を受けているわけなのですから、今日は10年度の5か年分を説明されたわけ

なのですが、目標としての2050年までに取組面積の割合を25%、耕地面積の25%までに拡大するというのは当市としては幾らになるのですか、お伺いたします。

委員長：小崎農林部長。

農林部長：2050年に耕地面積の25%にするという目標ですが、令和2年の一関市の販売農家の経営耕地面積は1万1,051ヘクタールです。

その25%を単純に計算しますと、2,762ヘクタールになります。

数字としてはそういう数字になります。

委員長：岡田委員。

岡田委員：数字は数字で一応目標ということで、それに向けて取り組むということが大事だと思うので、例えば負荷を軽減する取組ということで、SDGsが今やられているのですけれども、特に2030年までの取組目標をしっかり持つということが、この農業だけではなくののですけれども、言われているのですが、そういう計画はつくっていく方向になっているのかお伺いします。

5年間だけではなくて2050年の取組の計画で。

委員長：小崎農林部長。

農林部長：先ほど御説明したのは2028年までの計画です、5年間というのは。

ちなみに2030年の国の目標から逆算していったら、一関市の目標は174ヘクタールという数字が出てきます。

ただ、我々今、令和10年の目標は先ほど御説明した17ヘクタールぐらいになってしまいますので、そこに大分差が出てきます。

果たして国の示す2050年の25%というのはどういう形で達成をしていくのかというのは、まだ我々としては見えない状況ですけれども、今日御説明をした5年間の計画を進める中で、当然その次の計画もつくっていくことになろうかというように思いますので、その時点でどれだけ我々の目標を超えた数値を達成できるのか、それともまだまだ課題は同じになっているのかという部分によって、その後の5年間というものの計画が検討されてくると思いますし、今後5年間でどれぐらい技術的な普及段階になるものがやってくるのかという部分が想定されるというように思います。

委員長：岡田委員。

岡田委員：よろしくお願いたします。

流通の関係でお伺いするのですが、学校給食についてなのですが、今学校給食は全部いわて平泉農業協同組合で学校給食の買取りになっているというように捉えていたのですが、この関係と今日説明があった有機農業の協議会の構成の中にもいわて平泉農業協

同組合があるのですが、そういった部分で有機米に対する取組を共有するというのも大事なのではないかと思うのですが、その辺は連携が取れているのか伺います。

委員長：小崎農林部長。

農林部長：基本的には市内の学校給食の米はJ Aいわて平泉からほぼ100%入れているという状況と伺っております。

その中で、先ほど説明したような有機米はスポット的に別なものを入れているという状態ですので、現時点ではJ Aいわて平泉を通じてということではなくて、協議会からの提供ということになってはいますが、当然、その数量を増やしていったり利用量を増やしていくためには、協議会のほうにJ Aいわて平泉も当然入っていますので、その辺の物の流れについては生産者団体の協力もいただきたいというように思っております。

委員長：小山委員。

小山委員：有機農業という、一つの定義があるのですよね。

農薬を使わないとか、化学肥料を使わないとか、そういうのはこれを推進していくには、やはり土づくりが大きな問題になってきて、5年ということで目標を立ててやっているのだけれども、果たしてその期間でできるものなのか。

ただ、有機農業の定義というか、そこら辺を目標に有機農業の取組を進めていくか、もう一回お願いしたいと思います。

委員長：日下畜産園芸係長。

畜産園芸係長：有機農業の定義というお話でありましたが、有機農業推進法というのが2006年に策定されて、そのときに有機農業とはということで定められております。

一つが、科学的に合成された肥料及び農薬を使用しないというのが一点。

あとは遺伝子組換え技術を利用しない、あとは農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減するというようなことを踏まえて有機農業とするということで定義づけされているところでございますし、当地域についても、このような取組に即して取り組んでいるところでございます。

委員長：小崎農林部長。

農林部長：若干補足です。

今のような定義の中で、実際の作付を3年間、同様に使ってはいけない資材、農薬等を使わないで3年間作付をして認証を受けてやっと有機農産物というラベルを貼って出せるというような状況でございまして、その3年間の間は転換期間中の農産物というような表示でもって販売することは可能というようになっております。

ですから期間的に言えば、始めてから最短でも3年間は必要ということになっております。

委員長：小山委員。

小山委員：そうすると、転換というのが3年間必要だということだけれども、その今の定義の中に様々な部分があるのだけれども、負荷がかからないというのがどの程度なのか、化学肥料を使っては絶対駄目なものなのか、そこら辺の割合とかそういう規定みたいなものはあるのですか。

委員長：日下畜産園芸係長。

畜産園芸係長：有機農業においては化学肥料というものの使用はできない、あくまで有機的な肥料を使っての生産ということでの取組を指しているものと思います。

委員長：この際、委員として質疑したいので、暫時、副委員長と交代いたします。

副委員長：それでは、暫時、委員長の職務を行いますので、よろしく願いいたします。
質疑を行います。
小野寺委員。

小野寺委員：先ほど頂戴したパンフレットの中の3枚目に、みどりの食料システム法のポイントというのがあります。

そこで、中段の基本方針は国で定めて基本計画は都道府県・市町村というようなことで定めることになっているわけですが、岩手県の環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画というのが今年3月に策定して、岩手県と全市町村が入った計画を定めているわけですが、その中のこの計画と今回の生産者環境負荷低減に取り組む生産者ということで、支援措置も書いてあるわけですが、具体的に今回一関市が目指している計画づくりの中で、どのような形でリンクするのかしないのか、その辺の状況についてまず1点お聞きしたいというように思います。

それから、さっき聞いたのですが、耕地面積に占める有機農業の割合、これは岡田委員が聞いたようなのですが、2030年目標の国全体では6.3万ヘクタールというのは当市では172ヘクタールに相当するという捉え方でいいのでしょうか。

それで、まず1点目の内容について説明をお願いしたいと思います。

副委員長：小崎農林部長。

農林部長：県がつくった環境負荷低減の全体の事業になってきますから、先ほど御説明したオーガニックビレッジに係る事業についてはその末端の実施計画の一つということになっておりますので、どこにぶら下がっているかというぐらいつながりは取れますけれ

ども、具体的にこれをこれでというまではなっていないかというように思いますし、県とすれば、この国の基本方針にぶら下って県としての方向性を示すという位置づけかというように思いますので、直接的なリンクは確認できないというように思います。

あと、さっきお話があった2030年の目標というのは、単純に2050年が25%で100万ヘクタールだから、そこから逆算していくと1.575%になるものですから、それを掛け算すると一関市の場合174ヘクタールになるという計算でございます。

副委員長：小野寺委員。

小野寺委員：もう一点、そもそもオーガニックビレッジというか、有機農業の産地づくりに推進事業というか、そういうものに取り組む際に、ここにも国のホームページに一関市と花巻市が令和5年度に取り組むという実施市町村に入っているわけですが、その実施市町村に国で認めてもらうための何か申請手続きみたいなのは、どういった手続によってこういう事業の実施市町村になったのかについてお伺いします。

副委員長：小崎農林部長。

農林部長：今オーガニックビレッジ宣言に向けて計画を立てているという状況です。

そのための策定に必要な活動をするための事業に手を挙げてやっているということですので、その今回の有機農業産地づくり推進事業に取り組んでいるという部分での申請をしております、事業の採択を受けているところが手を挙げて取り組むというところにリストアップされているということですので、オーガニックビレッジとして認定しますというような申請行為で認定されるというものではありません。

副委員長：小野寺委員。

小野寺委員：何か文書か何かで申請した内容というのはあるのでしょうか。

副委員長：小崎農林部長。

農林部長：先ほどお話をした有機農業産地づくり推進事業の申請という部分の書類はありますけれども、あとは以前から東北農政局岩手拠点のほうにそういう取組をすることに対していろいろ来てもらって説明を受けたりしておりますので、その中で、今年度は一関市と花巻市というようなことでリストアップされていますので、手続は補助事業の分だけでございます。

副委員長：小野寺委員。

小野寺委員：その申請内容というのはどういう内容になっているか。

副委員長：日下畜産園芸係長。

畜産園芸係長：申請の内容につきましては、今策定に向けて進めております実施計画を策定するための費用と、あとはその課題解決のための様々な取組、今年でいうと除草機実演会ですとか、あとは有機肥料のペレット肥料を作成するための実証試験ですとか、そういった計画達成に向けて必要な取組に対する申請ということで進めております。

副委員長：それでは委員長と交代いたします。

委員長：ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長：なければ、以上で質疑、意見交換を終わります。

以上で、みどりの食料システム戦略の取組についての調査を終了します。

次に、森林の経営管理に係る市の取組について議題とします。

皆さんにお諮りしますが、この委員会は昼食時間に入りましたけれども、続行してよろしいですか。

（「はい」の声あり）

委員長：では昼食時間に入りましたけれども、次に森林の経営管理に係る市の取組について議題とします。

当局より説明を求めます。

小崎農林部長。

農林部長：森林の経営管理に係る一関市の取組ということで、こちらのほうからお願いをして御説明するものでございます。

森林の経営管理が適切に行われていない森林がございまして、適切な経営や管理の確保を図るために、平成31年に森林経営管理制度が国のほうで創設をされたものでございます。

市ではこの市内の森林、私有林の部分について適切な経営管理が行われるように、森林経営管理制度に基づく措置や、森林経営計画の策定促進など必要な措置を講ずるための基本的な方針の策定を今進めているところでございます。

本日は、その進めている中から、一関市における森林経営管理制度の活用、森林の経営管理の基本的な考え方、森林の経営管理に係る取組の進め方について御説明を、短時間にはなるかと思っておりますけれども説明をいたしまして、委員の皆様から御意見をいただきたいということでございます。

説明につきましては、担当のほうからさせていただきます。

委員長：河野森林保全・獣害対策係長。

森林保全・獣害対策係長：森林の経営管理に係る一関市の取組について、お手元の資料に沿って御説明いたします。

資料2ページ目を御覧ください。

1の、森林経営管理制度についてですが、国が進める森林経営管理制度は平成30年に森林経営管理法が成立し、翌年、平成31年4月に創設された制度でございます。

森林の経営管理について、手入れの行き届いていない森林を、市町村が森林所有者から経営管理の委託を受け、森林経営に適した森林を森林組合などの林業経営体に再委託し、森林経営に適さない森林については市町村が公的に管理をすることを進めております。

2の、一関市における森林経営管理制度の活用についてでございます。

市では市内全域の民有林を対象に、現在、森林航空レーザ計測、森林資源解析を実施し、森林資源の情報の精度向上に努めておりますが、そのほかに、市が森林所有者から経営管理の委託を受ける形ではなくて、既存の森林経営計画制度の森林組合などの林業経営体と連携し、事業を進めてまいります。

また、森林経営管理制度については、資源情報の整備や森林所有者への意向調査を進めながら、林業経営体と連携した体制の整備を進めます。

これらの森林の経営管理に係る市の基本的な方針の策定について現在進めております。

3、一関市の森林の経営管理の基本的な考え方についてでございます。

市内の私有林につきましては、原則として森林所有者が自ら森林経営計画を策定し、経営管理をすることといたします。

ただし、様々な事情により適切な管理がなされていない森林につきましては、森林が有している水源涵養、防災・減災等の公益的機能の維持・増進を図るため、所有者の意向を確認した上で、市による管理を進めます。

次の資料3ページを御覧ください。

4の、一関市の森林管理に係る事業取組の進め方でございます。

事業内容につきまして、市内の森林の経営管理に係る事業取組の進め方につきましては、次のとおりといたします。

まず初めに、森林資源航空レーザ計測、森林資源解析につきましては、令和5年度、本年度から令和9年度までの5年間で市内全域の民有林で実施いたします。

得られた高精度な森林情報を基に意向調査や森林所有者、林業経営体による効率的な経営管理や計画策定などに活用いたします。

次に、森林所有者への意識調査につきましては、翌年度、令和6年度から令和10年度までの5年間で航空レーザ計測を完了した区域から適切な管理がされていない個人所有の私有林の所有者の一部を対象に、自身の森林管理に関する簡易なアンケート方式で実施いたします。

意識調査の結果を踏まえ、市の意向調査の方針を検討いたします。

3つ目、森林所有者への意向調査につきましては、意識調査後の方針決定に基づき、対象森林1万3,329ヘクタール、対象者5,186人（推計）に対する調査で、令和7年度か

ら令和21年度までの15年間の計画で実施いたします。

次の4ページ目を御覧ください。

2の、意向調査と意向調査後の森林管理のイメージでございます。

森林管理者への意向調査は、回答内容で、自分で経営・管理していきたいという方につきましては森林所有者による管理となりますが、必要に応じて林業経営体へ作業委託の情報提供を行います。

そして左から2番目、他者へ経営・管理を委託したいと回答された方につきましては、森林組合などの林業経営体による森林経営管理の紹介の上、森林経営が可能な森林につきましては、森林経営計画の策定をしていただきます。

また、森林経営計画に至らない場合につきましては、市が経営管理権を設定し、林業経営体へ森林経営管理実施権を設定し、採択いたします。

あと、市と相談したいと回答された方につきましては、森林組合や林業経営体による森林経営計画の管理、あと市による管理、民間事業者等への情報の提供、森林所有者による管理の支援ということが選択されますが、市による管理につきましては、公益的機能の維持増進のため、管理が必要と判断された場合であるということであるため、2から4、5のいずれかに紹介して進めてまいりたいと思います。

なお、4の森林所有者による管理の支援を選択された場合には、市は求めに応じ、国、県の支援事業等の情報提供を行ってまいります。

また今後、森林事業者が自ら管理するための支援事業を検討してまいります。

5の、譲渡したい、売却したいと回答された方につきましては、民間事業者等への状況を提供いたします。

これらの取組を行い、森林の経営や管理が適切に行われていない森林について、適切な経営や管理の確保を図るよう進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

委員長：これより質疑、意見交換を行います。

岡田委員。

岡田委員：森林所有者についてなのですが、土地と違って所有者が台帳上はっきりしてないということをお伺いしたことがあるのですが、そういう部分でかなり今の説明でも市内には多くの森林面積と対象者がいるのですが、その辺で意向調査もするということですが、そもそも誰の森林か分からないという部分もあるかと思うのですが、そこら辺は把握しているのかお伺いします。

委員長：河野森林保全・獣害対策係長。

森林保全・獣害対策係長：今回の調査の中で対象とするのは、私有林で所有者がはっきりしている個人の森林に限らせていただきますので、所有者がはっきりしてない土地の対象の森林とか、あと共有林とかは今回の対象からは外して、あくまで私有林の個人の所有のものということで、所有者が限定、確立されているものということで進めてまいりたいと

思っております。

委員長：岡田委員。

岡田委員：当市の林業経営体というのが今、何団体あるのか、そこで就業している方が今何人いるのか把握していればお知らせください。

委員長：小山林政推進課長。

林政推進課長：市内に例えば森林組合のような林業経営体、多数ございます。

その中でこういった経営管理までできるかといったところについては、岩手県で登録している、意欲と能力のある林業経営体という位置づけにされる団体になります。

そういう林業経営体が市内には四、五くらいあるのです。

そういったところを森林組合と同じような位置づけの団体として、そういう受入れ先という想定の下に進めていくのかというように考えてございます。

それ以外に、人数についてはなかなか出入りもございまして、全体の把握はできていないところなのですが、少しずつ増えているところも、市のほうで新しい林業従事者数の確保のための支援等をしている中で、少しずつ増えているのは、見えてきてはいるのですが、それも少数ですので、その人数についてはちょっと把握できていないところではあります。

あと、意欲と能力のある林業経営体以外の林業経営体もございます。

ただ、そういった間伐等で経営していくというところまではなかなか経営水準としてなっていない団体もございまして、そういったところの育成も含めながら、これに該当するような取組にはまれるような林業経営体をこれから増やしていくという必要性もあるのかというようには思っております。

ですので、最初の取っかかりとして対象としていくのは、森林組合を含めた意欲と能力のある林業経営体、4つか5つくらいのもというように想定しているということです。

委員長：岡田委員。

岡田委員：当市が取り組み始めた自伐型林業にいろいろ育成の事業を始めていると思うのですが、それとの関わりで、その事業、どう充実させていくのかという計画があれば併せてお知らせください。

委員長：小山林政推進課長。

林政推進課長：今お話のありました自伐型林業の、今、地域おこし協力隊という形で3名の方、大東地域のほうに着任しております。

まだ研修中ということで、実質、山に入ってばりばり山の手入れをしていくというの

にはもう少し時間を要するというように考えてございますけれども、次年度も地域おこし協力隊を2人ほど受入れするような予算を要求している段階ではあるのですが、そういう形で増やしていく中で山の手入れをしていく対象にはなり得るか。

ただ、面積的に大きい面積を今までの既存の林業経営体と同様にやっていくという想定ではないものですから、小さい林業という形で副業もしながら山の手入れをする人がちょっとずつ増えていく、そうやって、里山なり森林の管理がなされていくというような、ちょっと既存の林業とは違った取組をする人を増やしていこうという位置づけでもあるので、一概にこの経営管理に係るものに該当するかとなると、ちょっと想定は違うかとも思います。

ただ、山に入る人を増やしていく、そういった取組になろうかとも思います。

委員長：小山委員。

小山委員：意向調査と調査後のイメージという、4ページですけども、これはアンケートを踏まえてからこういう市と相談したいとか、そういうような振り分けになっていくと思うのですが、今経営団体がここに4団体ぐらいあると。

あとは地域おこし協力隊というか、その育成によってやっていくと。

私、前にも話したのだけでも、森林組合との連携というのがとても大切なだけでも、今ちょっと森林組合のほうのそういう山の整備というか、そちらのほうがかうまくいってないというか、そういうように見受けられるのです。

だから、一関市で進めようとしているこれを、やはり側面からバックアップしてもらえるのはやはり一関地方森林組合だと私は思うので、もう少し森林組合との関連を、組織をもう少し強化するほうがかえって早いのではないかと。

地域おこし協力隊だけを3人いるところ2人また増やすというようになるのだろうけれども、今までこういう事業に取り組んできた森林組合の育成をもう少し強化して進めて、一関市で取り組んでいる事業が取り組みやすいような状況をつくったほうが私的にはいいと思うのですが、その辺の市として考えをお聞きしたいと思います。

委員長：小山林政推進課長。

林政推進課長：委員のおっしゃるとおり、その森林組合が中心となってというイメージは当方も持っているところでございます。

今、森林経営管理といった場合に、森林の経営計画というものを策定して補助事業に乗っかりながら間伐なり手入れをしていくというのが一応今のスタンダードになっているところなのですが、森林組合の体制的に少し脆弱化しているというか、そういう情報がございます。

そういった中で、やはり若手の職員をまず今の森林組合に就職できるような若手を育てていくというのにも必要かとも思います。

今、退職した人は別な事業体で仕事をしているという情報も聞いておりますので、元のさやに戻るといいますか、森林組合に戻るといってはなかなか難しいというように思

う中で、県で創設しております林業アカデミーに市内の学校の高校生が、例えば学習しに行って戻ってくるというような流れですとか、そういったものをできないものかということで、次世代のといえますか、そういう林業に従事してもらえるような生徒、子供たちを今からの体験事業等で導いていくとか、そういった取組をしながら、あとは直接的な森林組合のフォローについては、県の森林組合連合会なども通じて今指導に入ってもらっているという状況でもございますので、そういう側面でのフォローもしていただきながら市としても何ができるかということで、いろいろな相談に乗ったりとかしているところでもございますので、それは継続して、いずれ体制的なものが施業にあまり関係しないような、元に戻るように支援はしていきたいというように考えてございます。

委員長：小山委員。

小山委員：スペシャリストの人が辞めてしまって、今なかなかいないということでしょうが、林業アカデミーとかそういうところで勉強した人を入れてと、そういうことはあるのですが、やはりそこには時間がかかると、致し方ないというように思いますけれども、やはり一関市で林業がいっぱいある、森林がいっぱいあると、これをどういうようにしていくかというようになったときは、森林組合のほかの企業体もいいと思うのだけれども、やはり森林組合というのがその中に存在しているのだから、そういう機関と一体になってやはりこれをどんどん進めていくというか、ただ、委託料だけで森林組合を維持するのではなく、別な方向からでもやはり市と連携してやっていただければというように思います。

委員長：齋藤委員。

齋藤委員：4ページの②意向調査と意向調査後のところの、⑤の民間事業者等への情報を提供するというようにあるのですが、これはどのような事業者というのを想定されているのでしょうか。

委員長：小山林政推進課長。

林政推進課長：先ほどのお話にも若干出ました森林組合ですとか、意欲と能力のある林業経営体といった登録になっている団体、それを民間事業者というような位置づけで表記しているところでもございます。

委員長：齋藤委員。

齋藤委員：何で改めてお伺いしたかという、個人とかに所有権とかが、森林というよりも土地を売ってしまった場合、最終的に今地域でもいろいろ問題になっているメガソーラーの開発事業者とかそういったところに転売されて、逆に森林を荒らされてしまうというか、そういった心配があったのでお伺いしたのですが、あくまでもそういうところに

はならず、あくまで森林経営体というような認識でよろしいのですか。

委員長：小山林政推進課長。

林政推進課長：おっしゃるとおりで、基本的には林業経営をしてもらう目的での情報提供というのがベースになろうかと思います。

ただ、一部ちょっと話が漏れた部分があるとすれば、例えば林業経営をしている人がいて、その人の隣接で山を譲渡する希望があった場合に、その個人の方に隣の山の情報ということで情報提供する場合も中にはあるというところがございますので、林業経営体、それ以外の場合はそういう隣接所有者というのもあり得るかもしれません。

委員長：佐藤敬一郎委員。

佐藤（敬）委員：先ほど共有林についてはこの対象としないということでしたけれども、共有林の面積割合というのは結構大きいと思うのです。

それで、共有林がなぜこの対象から外されるのか、ちょっとその辺の理由をお聞きしたいのです。

委員長：河野森林保全・獣害対策係長。

森林保全・獣害対策係長：共有林を対象外にした理由でございますが、共有林につきましては、団体有林として共有林というのはほかに、例えば法人、自社、あと生産森林組合は共有林も含めて団体有林というのですが、それぞれの保有目的に基づきもう既に管理を行っているという認識の下で、もう管理が行き届いているという前提で捉えておりますので、今回は外しております。

委員長：佐藤敬一郎委員。

佐藤（敬）委員：共有林で何か事業をやりたいというときに、相続がうまくいってないから駄目だという話をよく聞くのですが、その辺の理由もあるのですか。

いわゆる何十人も所有者がいるので、その何人かがその相続がうまくいっていないということで、相続が100%完了してないと事業に取り組めないという話もよく聞くのですけれども、その辺の理由もありますか。

委員長：河野森林保全・獣害対策係長。

森林保全・獣害対策係長：今回の調査につきましては、相続がなっていない森林につきましては対象外となるので、共有林につきましては相続になっている、なっていないにかかわらず、また別な考えで、個人の方でも相続がなっていないのは対象外ですけれども、団体有林につきましてはさっきもお答えしましたとおり、それぞれ目的に基づき管理を行う

森林という認識の下でいるので、共有林が相続になっている、なっていないということでは、この調査については理由ではございません。

委員長：佐藤敬一郎委員。

佐藤（敬）委員：分かりました。
ありがとうございます。

委員長：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：さっき小山委員から出たように、森林組合の現状は組合の話だということで済む話ではないと思うのですが、市としてその辺に関わるというか、この森林管理に関しても木材活用にしてもいずれ森林組合といろいろな関わりは持っていく中で、現状ではとても大変ではないかというのが先ほど課長からの説明だったけれども、この辺について、市として組合との関わりをどのようにやっていくか、何か考えはあるのですか。

委員長：小崎農林部長。

農林部長：一関地方森林組合自体が、先ほど説明をしたこの森林経営管理に係る市の取組の中では非常に重要な役割を果たしていただくものというように位置づけておりますし、森林組合が機能しないと、今説明したのも実質的に機能しないであろうというように感じております。

そして小山委員からの御質問なり、小山課長からの回答でもありましたとおり、人的な体制が、いわゆる中堅層が抜けてかなり大変な状態だという状況は何っておりますし、理事会のほうでもいろいろな議論はされているということも聞いております。

ただ、直接我々が理事会まで乗り込んでいって意見するということまではしておりませんが、様々な情報収集をしながら、そして、今説明をしたこの事業以外に通常の今までやってきている仕事もお願いをしていますから、それらの進捗状況も心配される部分もありますので、それらの事業の進め方の中でも、チェックといったら変ですけども、確認をしながらその都度情報収集して話をしていきたいというように思っております。

直接的に我々が手を出してということまでは今の時点では考えていません。

委員長：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：私どもにくる情報でもかなり大変な状況だということ中で、それこそ委託されている事業も本当に履行されるのか、あとこういう計画についても、まず森林組合なしではとても話ができない状況だということで、公的に手を出すとかというのではなくて、その辺の情報交換なり相談なりをやはりやっていかないと、もうこれ大変なことになるのではないかなという思いは、私だけではなくて持っている方がおりますので、その辺ゼ

ひ市のほうで動く、あっちから来るまでこっちから動くとか、その辺のやはりこれは必要でないかなと、端的に請負を受けるほう、請負を出すほうというような考えではなくて、市としてのやはり森林を使って活用していくためにはなくてはならない団体であるということで、体制の強化みたいなものはやはり必死になって話し合っていてほしいな、指導してほしいなというような思いはあるのですが、ぜひ、その思いを分かっていたいで、内部で検討してください。

委員長：小崎農林部長。

農林部長：委員の思いは十分感じているところでございます。

いわゆる職員間のそういう状況把握とか情報収集、協議までいきませんが、どいう状況なのでしょうかねというようなやり取りは随時やっておりますので、その中でそれをまとめて、理事者の方々からお話を聞いたりとか、表だってではないですけども、やっているつもりではございますが、それを引き続きやっていかなければならないというように思っておりますし、本当に先ほど説明したこの事業に限らず、森林組合なしでははっきり言えば一関市農林部といえども林業のプロははっきり言っておりません。

ですから今、先ほど指導という話がありましたけれども、なかなか森林組合経営の指導までは行えるスキルはないわけですけども、我々なりに考えたものをお伝えをしながら現状の課題解決と一緒に考えていきたいというように思っておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長：ほかにございませぬか。

(「なし」の声あり)

委員長：なければ、質疑、意見交換を終わります。

以上で、森林の経営管理に係る市の取組についての調査を終了します。

農林部長をはじめ、当局の皆さん、お忙しいところありがとうございました。

職員退席のため暫時休憩します。

(休憩 12:34~12:35)

委員長：再開します。

次に、議会改革の一環として、本委員会として政策立案なり政策提言を行う調査項目についてを議題といたします。

暫時休憩します。

(休憩 12:36~12:51)

委員長 : 再開します。

調査項目について、まだお二人の方からしか出ておりませんので、全委員から項目を出していただくということで、その締切りを今月の20日までということで、次回の委員会はその状況を見て開くことで、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議がありませんので、さよう決しました。

その他、皆様から何かありますか。

(「なし」の声あり)

委員長 : ほかになければ、以上で、予定した案件の協議を終了いたしました。

以上で、本日の委員会を終了いたします。

御苦労さまでした。

(閉会 午後0時52分)